

低所得の子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します (その他世帯分)

こども政策課 (☎ 76 - 1129)

<子育て世帯生活支援特別給付金>

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)を支給します。

▶対象者

以下①～③のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者のうち、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方
- ②①以外で平成15年4月2日から令和4年2月28日までに生まれた児童(特別児童扶養手当支給対象児童については20歳未満)を養育している方のうち、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方
- ③平成15年4月2日から令和4年2月28日までに生まれた児童(特別児童扶養手当支給対象児童については20歳未満)を養育している方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税となる水準に直近の収入が下がった方

※上記①～③ともひとり親世帯でも該当する場合がありますが、対象児童について子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給決定(もしくは申請中)となっている場合、今回の給付金は支給対象外となります。

▶給付金額

児童1人当たり一律5万円

▶支給時期

- ①の対象の方には7月19日に支給予定
- ②、③の対象の方は申請の翌月に随時支給予定

▶申請方法

- ①の対象の方は申請不要です。(対象者には7月上旬に通知文を郵送します)
なお、令和2年中の収入、所得を未申告の方は申請が必要です。
- ②、③対象の方は申請が必要です。必要書類を揃えて、こども政策課の窓口にお越しください。(令和3年7月1日より申請受付予定)

※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)については、4月15日号広報もしくは市ホームページを確認してください。

※上記②、③の必要書類については、詳細が決まり次第、市ホームページ等で周知します。

※住民税の課税状況について、電話でのお問い合わせにはお答えすることができません。

※市県民税の計算方法については、市ホームページをご確認ください。

市からの お知らせ

就学援助制度

学校教育課 (☎ 76 - 1165)

市では、学校の学習に必要な費用の支払いが困難なご家庭の保護者に対して、経済的負担を軽減するための就学援助制度を設けています。詳しくは、市ホームページ、学校教育課または各小中学校にお尋ねください。



▲詳しくはこちら

求人サイト「こまジョブ」が オープンしました!

小牧商工会議所 (☎ 72 - 1111)

小牧商工会議所は、会員事業所の求人情報を取りまとめた「こまジョブ」をオープンしました!大学新卒、一般求職者、パート・アルバイトの3つのカテゴリに分けて掲載しています。就職を希望されている方はぜひご活用ください。



▲詳しくはこちら

証明書交付における本人確認について

市民窓口課 (☎ 76 - 1121)

戸籍の証明書や住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付につきましては、窓口に来られた方の本人確認(運転免許証、個人番号カード等の原本の提示)を行っております。なお、令和3年1月より、申請書の押印は不要となりました。